

令和7年10月31日
茨木市農業協同組合

組合員・利用者本位の業務運営に関する取組方針

茨木市農業協同組合(以下、「当組合」といいます。)は「人」「自然」「地域」とのふれあい・きずなを大切にするという経営理念のもと、さまざまな事業活動を通じて健全経営を維持しながら、信頼される地域金融機関として皆さまのお役に立つことが使命と考えております。

当組合では、この理念のもと2017年3月に金融庁より公表された「顧客本位の業務運営に関する原則」(以下「原則」といいます。)を採択するとともに、質の高い金融サービスと安定的な資産運用・資産形成ならびに「ひと・いえ・くるま」の総合的な共済仕組みの提供に努め、組合員・利用者の皆さまに貢献できるような業務運営を展開するために、以下の取組方針を制定いたしました。

また、2024年9月に金融庁により改訂された原則に対応し、「組合員・利用者本位の業務運営」をより徹底するため、当組合の「組合員・利用者本位の業務運営に関する取組方針」および取組状況の見直しを実施いたしました。

今後、本契約に基づく取組み状況を定期的に公表するとともに、より組合員・利用者本位の業務運営を実現するため、本方針を必要に応じて見直してまいります。

茨木市農業協同組合の経営理念

『人』・『自然』・『地域』との
ふれあい・きずなを大切にします。

調和のとれた都市農業を次の世代につなぎます。

人とのふれあい・きずな

常にやさしい心で人に接します。

自然とのふれあい・きずな

自然の恵みに感謝し、地域農業を育てます。

地域とのふれあい・きずな

さまざまな活動を通じ、地域との交流を深めます。

〔提供する主なサービス〕

- ・信用事業：貯金、貸出、為替、金融商品（国債・投資信託等）販売など、いわゆる銀行業務を行っています。
- ・共済事業：地域密着型の総合事業の一環として、生命・建物・自動車などの各種共済による生活総合保障を取扱う、いわゆる保険業務を行っています。
- ・購買・販売事業：肥料・農薬・飼料などの農業関連資材の購買や、米・野菜の販売を取り扱っています。

注）共済事業は、当組合と全国共済農業協同組合連合会（以下、JA共済連）が、共同で事業運営しております。JA共済連の「組合員・利用者本位の業務運営に関する取組方針等」は、JA共済連のホームページをご参照ください。【原則 6（注 6、7）】

1. 組合員・利用者の皆さまへの最良・最適な金融商品、共済仕組み・サービスの提供

(1) 金融商品

①組合員・利用者の皆さまに提供する金融商品は、特定の投信運用会社に偏ることなく、社会情勢や手数料の水準等も踏まえたうえで、組合員・利用者の皆さまの多様なニーズにお応えできるもの、また当該商品を組成する投信運用会社については、プロダクトガバナンスの実効性が確保されていることを確認のうえ選定します。投信運用会社、販売会社全体でお客様の最善の利益を実現するため、JAバンク全体として、金融商品を購入した組合員・利用者の皆さまの属性等に関する情報等を運用会社と相互に連携するとともに、必要に応じて当組合の提案活動の改善等に活かします。なお、当組合は、金融商品の組成に携わっておりません。

②金融商品の選定にあたっては、次の観点から組合員・利用者の皆さまの色々な「投資に関する好み」に合った商品を揃えつつ、「選びやすさ」、「長期投資への適正」を考慮し、一定の商品数に絞った『セレクトファンド』により商品提供を行います。

《セレクトファンド選定基準》

①長期投資

将来の備えに向けて「長期投資」を前提とした投資信託であること。
(テーマ型ファンドでないこと)

②手数料

手数料が良心的な水準であること。

③運用実績

過去の運用実績が相対的に良好であること。

④将来性

これから将来に向けて資産を築いていく資産形成層に向けて過度な分配金を捻出する投資信託ではないこと。

⑤運用体制

運用体制について、外部機関の評価を得ていること。

【原則2本文および(注)、原則3(注)、原則6本文および(注2、3、6、7)、補充原則1～5本文および(注)】

(2) 共済仕組み・サービス 当組合は、組合員・利用者の皆さまの様々なリスクに対する備えや、ニーズにお応えできるよう、最良・最適な共済仕組み・サービスを提供します。なお、当組合は市場リスクを有する共済仕組み(例:外貨建て共済)の提供は実施しておりません。【原則2本文および(注)、原則3(注)、原則6本文および(注2、3)、補充原則1～5本文および(注)】

2. 組合員・利用者本位のご提案と情報提供

(1) 信用の事業活動

① 組合員・利用者の皆さまへの商品提供にあたっては、「スタイル診断シート」を活用し、組合員・利用者の皆さまのリスク許容度を確認し、金融知識・経験・財産、ニーズや目的に合わせて、組合員・利用者の皆さまにふさわしい商品をご提案します。

② 組合員・利用者の皆さまへの商品提案にあたっては、「重要情報シート」により当組合の提供する投資信託商品が長期運用を前提としたものであることなど、商品の性質を明確にしたうえで商品提案を実施いたします。また販売にあたっては、組合員・利用者の皆さまの属性・適合性と商品との適切性を判断したうえで販売します。

③ 組合員・利用者の皆さまの投資判断に資するよう、商品のリスク特性・手数料等の重要な事項について資料を提供のうえ分かりやすくご説明し、必要な情報を十分にご提供します。

④組合員・利用者の皆さまがご高齢の場合等においては、上席者の事前承認や同行対応による勧誘・ご提案、取引約定時における再確認等、組合員・利用者の皆さまの特性に応じ適切な対応を実施いたします。

⑤組合員・利用者の皆さまへの商品販売後も、金融市場の変動等に応じて、必要な情報提供を行う等適切なフォローアップを行います。

⑥組合員・利用者の皆さまとの取引内容について定期的なモニタリングを実施し、組合員・利用者の皆さまへ適正な商品のご提案・販売を行っているか検証しております

【原則2本文および(注)、原則4、原則5本文および(注1～5)、原則6本文および(注1～5)】

(2) 共済の事業活動

①組合員・利用者の皆さまに対して、各種公的保険制度等にかかる必要で十分な情報提供を行い、一人ひとりの加入目的・ライフプラン等のニーズへの適合性等を確認したうえで、最良・最適な保障・サービスをご提案します。

②共済の加入にあたっては、「3Q 活動・保障点検活動」を通じ、組合員・利用者の皆さまのご意向を的確に把握・確認したうえで、十分に保障内容をご理解・ご納得いただき、真にご満足いただけるよう分かりやすい重要事項説明(契約概要・注意喚起事項)を実施いたします。

③特にご高齢の組合員・利用者の皆さまに対しては、より丁寧に分かりやすくご説明し、ご家族も含めて十分ご納得、ご満足いただけるよう、ご契約時にはご家族の方 に同席いただくことを基本としております。また同席いただくことが困難な場合は電話等により契約内容を説明させていただくなどの対応を行っております。

④なお、保障の加入にあたり、共済掛金の他に組合員・利用者の皆さまにご負担いただく手数料等はございません。

⑤各種手続きの実施にあたっては、組合員・利用者の皆さまに分かりやすいご説明を心がけるとともに、日々の接点を通じて情報提供や共済金等の請求勧奨、各サービスの提供を行い、安心と満足を提供するためのアフターフォローを実施します。

【原則2本文および(注)、原則4本文、原則5本文(注1～5)、原則6本文および(注1、2、4、5)】

3.利益相反の適切な管理

(1) 組合員・利用者の皆さまへの商品選定、保障提案にかかる情報提供にあたり、金融商品の販売・推奨や共済仕組みの提案・契約等において、組合員・利用者の皆さまの利益を不当に害することがないように、「利益相反管理方針」等を定め、本方針等に 基づき適切に管理します。【原則3 本文および(注)】

(2) 金融商品の販売・推奨にあたっては、「重要情報シート」により、当組合の利益と組合員・利用者の皆さまの利益が反する可能性とその対処について明確化します。【原則4本文、原則5本文 および(注1～5)】

4.組合員・利用者本位の業務運営を実現するための人材の育成と態勢の構築

(1) 組合員・利用者の皆さまに信頼・満足していただける金融商品並びに共済仕組みやサービスを提供できるよう、担当職員への研修を継続的・定期的 to 実施するとともに、常に地域の皆さまに愛され親しまれるJAであり続けるための職員育成を行うこと で、組合員・利用者本位の業務運営を実現するための態勢を構築します。【原則2本 文および(注)、原則6(注5)、原則7本文および(注)】

(2) 組合員・利用者の皆さまへの適切なお提案に資する高度な専門性を有する職員育成のため、研修会の受講や外部資格取得を推奨しています。【原則6(注5)、原則7本文および(注)】

<推奨する外部資格>

- ・証券外務員(対象:全職員)
- ・内部管理責任者試験(対象:管理職全員)
- ・相続実務3級(対象:全職員)
- ・住宅ローンアドバイザー(対象:全職員)
- ・個人融資渉外3級(対象:全職員)
- ・FP 技能士(対象:全職員)

<内部研修・資格制度>

- ・LA 認証要件研修(対象:渉外担当職員)
- ・JA 審査員養成研修(対象:共済担当職員)

その他の資格についても希望者には取得を推奨しています。

(3) また、組合員・利用者の皆さまからいただいた貴重なご意見・ご要望等を真摯に受け止め、業務の改善に向けて努めるとともに、組合員・利用者の皆さまに対して、最適な提案とサービスの提

供ができるよう、継続的に職員育成を行う態勢を構築します。【原則2本文および(注)、原則6(注5)、原則7本文および(注)】

(4)職員の評価にあたっては、「お客さまの立場に立って考える」という当組合職員信条のもと、手数料収入にとらわれることなく、組合員・利用者の皆さまのニーズに沿った商品提案・保障提案を行った結果としての「買付金額の増減」・「つみたて契約件数」・「提案プロセス」を評価材料としています。【原則7本文および(注)】

※上記の原則および注番号は、金融庁が公表している「顧客本位の業務運営に関する原則」(2024年9月改訂)との対応を示しています。

。